

人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十三日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

#### 広島県人事委員会規則第十号

##### 人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則

人事異動の取扱に関する規則（昭和三十一年広島県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

第六条 この人事委員会規則に定めるものを除くほか、職員の異動の取扱に関して必要な事項は、別に定める。

##### 附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。